

静岡海区漁業調整委員会指示第29－3号

石廊沖海域におけるいか一本釣漁業とまき網漁業の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成29年5月26日

静岡海区漁業調整委員会 会長 宮原 淳 一

1 まき網漁業

静岡県賀茂郡南伊豆町妻良旭山（通称二十六夜山）山頂正南の線と静岡県賀茂郡南伊豆町石廊崎灯台正南の線との間の静岡県海面（以下「石廊沖漁場」という。）におけるまき網漁業の操業は、次により行わなければならない。

なお、本指示においては、日没から翌日の日の出までを1夜とする。

- (1) 6月については、各船とも同日操業で、6月1日、6月3日から6月4日まで、6月15日、6月17日から6月22日まで、6月24日から6月25日まで及び6月27日から6月29日までの15夜のうち3夜以内の操業とする。
- (2) 7月については、各船とも同日操業で、7月1日から7月2日まで、7月16日から7月20日まで、7月22日から7月23日まで、7月25日から7月27日及び7月29日から7月31日までの15夜のうち6夜以内の操業とする。
- (3) 8月については、各船とも同日操業で、8月5日から8月6日まで、8月16日から8月17日まで、8月19日から8月24日まで、8月26日から8月27日まで及び8月29日から8月31日までの15夜のうち6夜以内の操業とする。
- (4) 9月については、各船とも同日操業で、9月2日から9月4日まで、9月10日から9月14日まで、9月18日から9月21日まで、9月23日から9月24日まで及び9月26日の15夜のうち3夜以内の操業とする。
ただし、6月、7月及び8月の操業期間中に操業の実績がなかった月がある場合は、9月27日から9月28日まで及び9月30日の3夜のうち2夜以内に限り操業できるものとする。
- (5) 6月から9月までの操業における揚網完了時刻は、午前3時までとする。
- (6) 6月から9月までの間操業する場合は、まき網漁業者代表は操業日ごとに、あらかじめ、当委員会及び静岡県沿岸一本釣漁業者協会事務局に通知しなければならない。

2 いか一本釣漁業

いか一本釣漁業は、石廊沖漁場において、1により行うまき網漁業の操業中及び当該操業終了後日の出までの間は、同漁場において操業してはならない。

3 漁獲成績報告書の提出

まき網漁業者及びいか一本釣漁業者は、静岡県沿岸一本釣漁業者協会を通じ、別に定めるところにより、各月ごとに、漁獲成績報告書とその翌月の15日までに当委員会に提出しなければならない。

4 指示の有効期間

平成29年6月1日から平成29年9月30日まで